

知っていますか？ 子どもの権利

「子どもの権利条約」は、世界中の子どもたちが持っている権利を定めたもので、日本や多くの国が「子どもの権利条約」を守る約束をしています。

条約に定められている子どもの権利は、大きく分けて次の4つです。

生きる権利

しっかり食べたり、眠ったり、
病気やけがをしたなら
治療を受けられること
など



育つ権利

遊んだり、勉強したり、
休んだりできること
など



守られる権利

いじめや暴力で、心も体も
傷つかないように
守られていること
など



参加する権利

自由に意見を言ったり
聞いてもらえること
など



参考資料：日本ユニセフ協会ホームページ



(ご飯を食べたり、勉強したり、
暴力から守られたり、意見を言う など)は、
すべての子どもが持つ「子どもの権利」です。
もし、困ったことや心配なことがあれば、相談してください。

24時間子ども相談ホットライン

☎ 093-881-4152

✉ ho_soudan1@mail2.city.kitakyushu.jp

こども基本法を 知っていますか？

こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
みなさんから自分らしく幸せに暮らせるよう、
みんなで支える社会を目指して、令和5年4月に施行されました。

なんのために作ったの？



すべてのこどもが幸せに暮らせる社会を
目指して、社会全体で「こども施策」を
すすめるんだって！

こども施策ってどんなこと？

たくさんあるみたいけど、
例えば、働きながら子育てしやすい環境を
つくったりする取り組みのことだよ。



さんこう かにていちよう
参考：こども家庭庁ホームページ

こども基本法について、
簡単にわかる
動画もあるよ！

こども基本法
ホームページ

